平成２４年（フ）第２１０号
長崎県長崎市中小島２丁目８番４号
債務者　堺　　浩二
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
宮城県黒川郡大郷町中村字谷地際山５番地の68　ルミエールⅢ205
債務者　本宮　進也
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
宮城県気仙沼市下八瀬453番地３五右衛門ケ原野球場住宅16―４号室、住民票上の前住所宮城県気仙沼市松崎片浜106番地417　松濱荘10号
債務者　菅野千絵子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第３９号
秋田県大館市軽井沢字中谷地24番地２、前住所秋田県大館市東台１丁目６番10号
債務者　佐々木直哉
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１４７号
滋賀県東近江市建部堺町291番地１　メゾンド・パストラール１Ｆ101
債務者　樋口　金吾
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１６７号
滋賀県東近江市佐野町387番地５　メゾンエイコー能登川Ⅱ番館507号室、前住所滋賀県東近江市佐野町728番地506号
債務者　飯山　　真
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第９４７号
京都市伏見区小栗栖森本町46番地22、住民票上の住所京都市伏見区小栗栖中山田町50番地府営住宅小栗栖西団地27―405
債務者　山崎　博子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００４号
京都市左京区北白川別当町12番地
債務者　別当食糧こと　嶋　　孝夫
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３４号
京都市中京区大宮通六角下る六角大宮町205番地　デトムワン四条大宮413
債務者　岸田　康嗣
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７６号
京都市右京区常盤下田町13番地の１
債務者　平和染色こと　七理　友一
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６８号
京都市下京区綾小路通東洞院東入神明町241番地　オパス四条405
債務者　坂本　宏文
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６９号
京都市下京区綾小路通東洞院東入神明町241番地　オパス四条405
債務者　坂本　浜子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８６号
京都市右京区梅津北浦町２番地１　梅津和新ハイツ303
債務者　薗田　博美
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２６号
京都府宇治市小倉町南堀池55番地の39
債務者　米原　正人
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８１９号
広島市西区古江西町21番１―401号
債務者　藤井　　唯（旧姓住本）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５６号
広島市南区向洋新町２丁目25番10―102号
債務者　川平　　宏
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１７号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目18番20―602号
債務者　佐藤　敏子（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部